★未登録自転車は9月1日から30日の間に最寄りの自転車店で必ず登録して下さい（新津警察署）

軍人恩給法、遺族援護法等の一部が改正されました。その主な点をお知らせします。

▼普通恩給扶助料増額　未亡人及び遺児並びに傷病恩給扶助料、三等級扶助料、特例扶助料、特例扶助料が昭和三十九年七月分から改定されました。

昭和三十七年十月分からは増額分の半額が支給され、昭和三十八年十月分からは増額分全額が支給されます。

▼増加恩給傷病年金の増額

在職中の公務傷病による旧軍人の増加恩給及び傷病年金の額は増加恩給について昭和三十七年十月分から、傷病年金については昭和三十八年七月分から増額されます。

▼障害年金の増額

増額分については特別項症及び第一項症から第十九年七月分から三万五千五百円に増額されます。

▼遺族給与金の増額

準軍属の遺族に支給される遺族給与金も昭和三十九年七月分から三万五千五百円に増額されます。

死亡者の妻及び子並びに六十才以上の父母などに対する遺族年金については、昭和三十八年七月分から増額分全額が支給されます。

▼増加恩給傷病年金の増額

増額分については特別項症及び第一項症から第十九年七月分から三万五千五百円に増額されます。

▼遺族給与金の増額

準軍属の遺族に支給される遺族給与金も昭和三十九年七月分から三万五千五百円に増額されます。

死亡者の妻及び子並びに六十才以上の父母などに対する遺族年金については、昭和三十八年七月分から増額分全額が支給されます。

▼増加恩給傷病年金の増額

在職中の公務傷病による旧軍人の増加恩給及び傷病年金の額は増加恩給について昭和三十七年十月分から、傷病年金については昭和三十八年七月分から増額されます。

▼遺族給与金の増額

準軍属の遺族に支給される遺族給与金も昭和三十九年七月分から三万五千五百円に増額されます。

死亡者の妻及び子並びに六十才以上の父母などに対する遺族年金については、昭和三十八年七月分から増額分全額が支給されます。また昭和三十八年七月分からは増額分全額が支給され六万一千円となります。また昭和三十八年九月三十日現在七十才以上のものは昭和三十八年十月分から増額分の半額が支給され六万一千円となります。また昭和三十八年九月三十日現在七十才以上のものは昭和三十八年十月分から増額分全額が支給されます。また昭和三十八年十月分からは増額分全額が支給されます。

▼遺族給与金の増額

増額分については特別項症及び第一項症から第十九年七月分から三万五千五百円に増額されます。

▼遺族給与金の増額

準軍属の遺族に支給される遺族給与金も昭和三十九年七月分から三万五千五百円に増額されます。

死亡者の妻及び子並びに六十才以上の父母などに対する遺族年金については、昭和三十八年七月分から増額分全額が支給されます。また昭和三十八年七月分からは増額分全額が支給され六万一千円となります。また昭和三十八年九月三十日現在七十才以上のものは昭和三十八年十月分から増額分の半額が支給されます。

▼引揚者給付金の支給範囲

昭和三十八年七月分から増額分の半額が支給されます。また昭和三十八年十月分からは増額分全額が支給されます。

▼遺族給与金の支給範囲

昭和三十八年七月分から増額分の半額が支給されます。また昭和三十八年十月分からは増額分全額が支給されます。

▼引揚者給付金の支給範囲

昭和三十八年七月分から増額分の半額が支給されます。また昭和三十八年十月分からは増額分全額が支給されます。

▼遺族給与金の支給範囲

昭和三十八年七月分から増額分の半額が支給されます。また昭和三十八年十月分からは増額分全額が支給されます。

▼遺族給与金の支給範囲

昭和三十八年七月分から増額分の半額が支給されます。また昭和三十八年十月分からは増額分全額が支給されます。

▼引揚者給付